

戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画

に対する環境大臣の同意取得について

産廃特措法※に基づき、実施計画案について、平成 20 年 2 月 15 日付けで、環境大臣同意を取得しました。

今後は「特定支障除去等事業」として、平成 20 年度から対策工事に着手します。

※特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

1 経緯等

(株)三興企業は、昭和 62 年に横浜市戸塚区内に設置した産業廃棄物最終処分場において、許可容量(約 74 万 m^3)を約 2 割上回る 91 万 m^3 の産業廃棄物を不適正に埋め立て、その結果、周辺地下水の汚染や急勾配で積上げられた廃棄物の崩落の恐れが生じています。

同社は、平成 13 年 1 月に事実上の倒産状態となっており、このため本市では、行政代執行の手続に着手し、国の財政支援を受けて改善工事を行うため、産廃特措法に基づき、実施計画案を取りまとめました。

この度、平成 20 年 2 月 15 日付けで「戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業」の実施計画について環境大臣の同意が得られたため、平成 20 年度から対策工事に着手することとなりました。



<処分場概要>

- ・名称 (株)三興企業
- ・所在地 戸塚区品濃町
- ・許可容量 約 74 万 m^3
- ・面積 約 3ha
- ・種別 管理型処分場
- ・埋立廃棄物 廃プラ、汚泥、がれき類
ガウ陶、燃え殻等

<指導経緯>

産業廃棄物処分業

(S62.4:許可 H14.1:許可取消し)

特別管理産業廃棄物処分業

(H10.6:許可 H14.1:許可取消し)

2 対策工事の概要

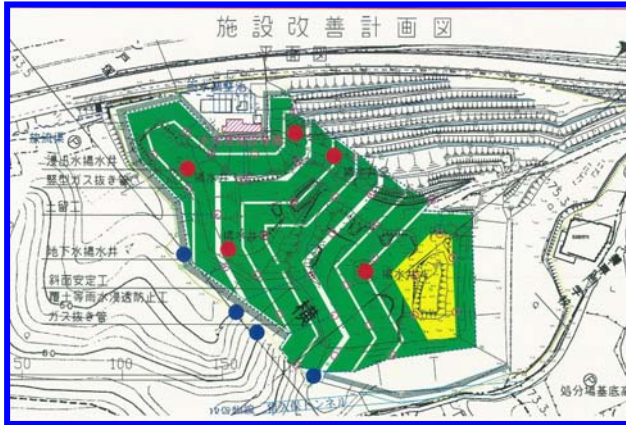
(1) 地下水等の汚染防止策

- 処分場内の汚水を排水することにより、汚染源を除去し、場内汚水の漏出を抑制します。
- 汚染地下水揚水井戸を設置し、汚染地下水を揚水・排除することにより、汚染拡散を防止します。

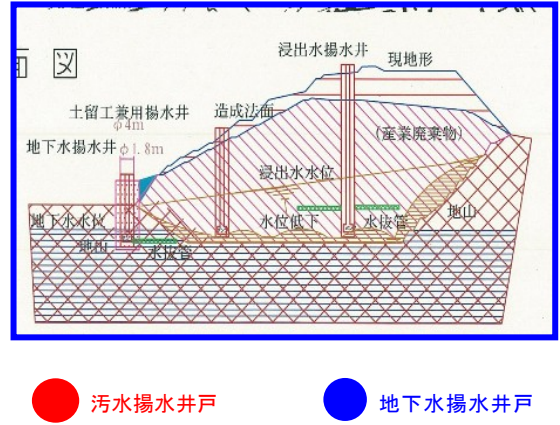
(2) 廃棄物崩落、飛散防止対策

- 急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止します。
- 擁壁等を設置し廃棄物の整形を行うとともに、覆土を行い、廃棄物の飛散流出を防ぎます。

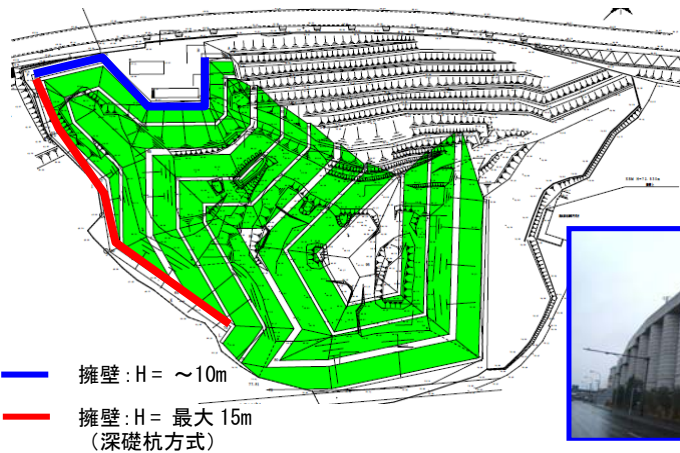
<排水計画図>



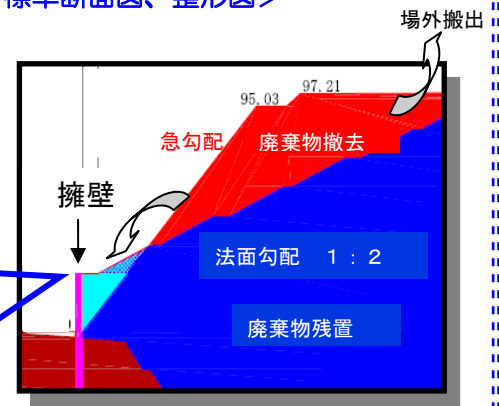
<排水計画断面図>



<整形平面図>



<標準断面図、整形図>



3 スケジュール等

平成20年度は、処分場内汚水の排水及び汚染地下水拡散防止対策を実施してまいります。
 平成21年度は擁壁等設置工の実施、平成22、23年度は廃棄物の整形・場外搬出を実施します。
 事業期間は、産廃特措法の適用期間である平成24年度までを予定しております。

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
実施計画書		環境大臣同意 (H19年度内)	産廃特措法事業実施期間				
改善工事等	場内汚水排水工					
	地下水汚染対策工					
	擁壁等設置工					
	廃棄物整形工					
	モニタリング・施設管理					

4 支障除去等に要する費用

約42億円

5 責任追及

横浜市では、今後も同社及び同社役員に対して責任追及を進めるとともに、法違反事実が確認できた排出事業者に対して、措置命令等を出し費用求償を行ってまいります。